

てんかん地域診療連携体制整備事業 2024 年度報告に寄せて

世界保健機関は 2022 年に Intersectoral Global Action Plan on Epilepsy and Other Neurological Disorders (IGAP 2022–2031) を採択し、10 年間に世界各国が保健医療の重要課題としててんかん対策を推進し報告することを求めています。IGAP では特に発展途上国における treatment gap の解消が大きな目標ですが、treatment gap の問題は日本国内にも存在しています。適切な抗てんかん発作薬や外科治療へのアクセスは言うまでもなく、てんかんやてんかんとの鑑別が問題となる諸疾患の適切な診断や包括的なてんかんケアまで含めると、改善すべき課題はまだまだ残されています。

一般社団法人日本てんかん学会は、これまでおよそ 50 年にわたり学術団体としててんかん対策に取り組んできました。疾患に関する学術活動の他、てんかん専門医の研修や認定、てんかん専門研修施設の認定に加え、2021 年から包括的てんかん専門医療施設の認定を開始しました。これはてんかんに関連するすべての診療領域を網羅して最先端の高度診療を提供する施設を、各都道府県一施設に限定することなく純粋に診療の内容で認定を行うもので、いわば先進的なてんかん対策を担うものです。

一方、2015 年度にモデル事業から開始された厚生労働省補助金事業「てんかん地域診療連携体制整備事業」は国内全体のてんかん診療のレベルアップと均霑化のための政策医療からのアプローチであり、てんかん対策の裾野を広げて社会全体への啓発活動や適切な医療の提供体制強化を進めるための事業です。本事業では、拠点となる病院を「てんかん支援拠点病院」として各都道府県に一つ選定し、連携の中心として地域におけるてんかん対策を進めます。モデル事業開始時の 8 都道府県から、9 年間で 30 都道府県まで整備が進んだのは素晴らしい進歩です。本事業の発展は、日本てんかん学会にとっても大変大きな意義を持つもので、学会全体での支援を継続してまいります。

また、当事者団体の公益社団法人日本てんかん協会や任意団体の全国てんかんセンター協議会が同じ目的に向かって活動しています。前者は 50 年前から日本てんかん学会と連携して行政への働きかけなどを行ってきましたし、全国てんかんセンター協議会は 2013 年の設立以来、特にメディカルスタッフ間での情報交換や教育研修の推進を担っています。IGAP 活動の推進には、4 団体・事業が各々の役割を果たしつつ、これからもしっかりと連携してゆくことが欠かせません。

2024 年度の本事業報告に寄せて、本事業に関わる皆様のご尽力に深謝するとともに、来年度以降もてんかん地域診療連携体制整備事業の更なる発展をご祈念申し上げます。

日本てんかん学会理事長 川合謙介